令和5年4月1日改定

株式会社　確認サービス

■建築物省エネルギー性能表示制度（ＢＥＬＳ）に係る評価料金表　（課税対象）

対象建築物等　：　一戸建ての住宅、共同住宅等、非住宅建築物、複合建築物

◆ 一戸建ての住宅

価格は消費税を含んだ総額表示です。

（表-1）　（税込）単位 ： 円

		一般料金	併願申請Ａがある場合※5	併願申請Ｂがある場合※5
一戸建ての住宅※1（当機関に建築確認申請を併願申請する場合）	木造	44,000	11,000	22,000
	S・RC造	66,000	22,000	33,000
一戸建ての住宅※1（当機関に建築確認申請を併願申請しない場合）	木造	66,000	22,000	33,000
	S・RC造	99,000	33,000	44,000

◆ 併用住宅（住戸部分のみ※6）

価格は消費税を含んだ総額表示です。

（表-2）　（税込）単位 ： 円

		一般料金	併願申請Ａがある場合※5	併願申請Ｂがある場合※5
併用住宅※2（当機関に建築確認申請を併願申請する場合）	木造	66,000	22,000	33,000
	S・RC造	99,000	33,000	44,000
併用住宅※2（当機関に建築確認申請を併願申請しない場合）	木造	99,000	33,000	44,000
	S・RC造	132,000	44,000	66,000

◆ 共同住宅・長屋（複合建築物を除く）

価格は消費税を含んだ総額表示です。

（表-3）　（税込）単位 ： 円

評価対象建築物の全戸数			一般料金	併願申請Ａがある場合※5	併願申請Ｂがある場合※5
共同住宅・長屋	9戸以内	住戸のみ	別途見積	11,000×M ただし、建築物全体の評価書が必要な場合は、22,000を追加する。	33,000＋11,000×M
		建築物全体			121,000＋11,000×M
	10戸～19戸	住戸のみ			44,000＋11,000×M
		建築物全体			165,000＋11,000×M
	20戸～59戸	住戸のみ			55,000＋11,000×M
		建築物全体			176,000＋11,000×M
	60戸以上	別途見積			

◆ 非住宅建築物（複合建築物を除く）

価格は消費税を含んだ総額表示です。

（表-4）　（税込）単位 ： 円

	標準入力法・主要室入力法				モデル建物法			
用途	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
評価対象面積	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	併願申請Ｃがある場合※5	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	併願申請Ｃがある場合※5
0㎡～2,000㎡未満	462,000	418,000	330,000	11,000	220,000	198,000	88,000	11,000
2,000㎡以上～3,000㎡未満	506,000	440,000	352,000		242,000	220,000	110,000	
3,000㎡以上～4,000㎡未満	528,000	462,000	374,000		264,000	242,000	132,000	
4,000㎡以上～5,000㎡未満	550,000	484,000	396,000		286,000	264,000	154,000	
5,000㎡以上～10,000㎡未満	770,000	660,000	440,000		330,000	308,000	198,000	
10,000㎡以上～20,000㎡未満	880,000	770,000	528,000		385,000	330,000	220,000	
20,000㎡以上～50,000㎡未満	990,000	880,000	616,000		440,000	385,000	264,000	
50,000㎡以上～100,000㎡未満	1,100,000	990,000	704,000		550,000	440,000	330,000	
100,000㎡以上	別途見積							

◆ 複合建築物

価格は消費税を含んだ総額表示です。

（表-5）　（税込）単位 ： 円

	標準入力法・主要室入力法	モデル建物法
非住宅のみの複合建築物	表-4の①の料金	表-4の⑤から⑦の料金の合計
住宅と非住宅の複合建築物	（表-3の料金）と（表-4の①の料金）の合計	（表-3の料金）と（表-4の⑤から⑦の料金）の合計

（表-6）

併願申請Ａ 一次エネルギー消費量を検討したもの	住宅性能評価、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（30条認定）に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査、長期使用構造等である旨の確認、設計住宅性能評価書及び住宅性能証明書（省エネ基準（5-1：等級4以上、5-2：等級5以上）を満たすものに限る）のいずれかが当機関へ申請される場合
併願申請Ｂ 断熱等性能のみを検討したもの	住宅性能証明書（5-1：等級4以上を満たすものに限る）のいずれかが当機関へ申請される場合
併願申請Ｃ 非住宅に限る	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（30条認定）に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査、省エネ適合性判定のいずれかが当機関へ申請される場合

※1　住宅型式性能認定を受けた住宅については、木造の料金を適用とする。

※2　住戸のみの部分で300㎡以上となる場合は、見積とする。

※3　表-3について「M」は住戸のみの場合は評価対象住戸の数を示し、建築物全体の場合は1棟の全住戸数を示す。
また、「住戸」と「建築物全体」を共に申請の場合は、「建築物全体」の料金を適用する。

※4　表-3について1住戸のみの申請の場合は、表-1の料金を適用する。

※5　「併願申請Ａ，Ｂ，Ｃ」とは、表-6の併願申請の図書が、当該申請図書と同一の内容の場合または、同一の内容の部分を含む場合をいう。

※6　建物物全体の場合は非住宅部分（表-4）の評価料金を加算する。

※7　当社への建築確認の併願申請がない場合（単独申請(他機関で建築確認を申請等)）、または紙面にて申請を行う場合は上記料金に1.5を乗じた料金とする。（一戸建ての住宅、併用住宅（住戸部分のみ）を除く）

※8　住宅（表-1～3）の変更申請料金は、初回申請時の料金の1/2の額とする。ただし、併願申請がある場合は初回申請時と同一料金とする。

※9　非住宅建築物の変更申請料金は、評価対象面積の1/2が該当する表-4内の面積の料金を適用する。

※10 複合建築物の変更申請料金は、見積とする。

※11 改修前後の評価を行う場合は、上記表の料金の1/2の額を加算する。

※12 評価書の再発行は11,000円/評価書とする。

※13 料金表の適用について、以下の場合等は上記に係らず別途見積とする。
・一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算の場合
・階数４以上、又は延べ面積２００㎡以上の住宅・併用住宅の場合